

(審査庁)

島本町長 山田 紘平 様

島本町行政不服審査会

会長 向井 秀史

答 申 書

令和7年11月17日付け島総総第989号で行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項に基づく諮問のあった島本町地域生活支援事業者登録取消処分に係る審査請求について、次のとおり答申します。

主 文

令和6年9月19日付けで審査請求人株式会社ギフテッドホールディングス（代表取締役波江野太郎。以下「請求人」という。）が提起した審査請求は、棄却するのが妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の概要

請求人は、島本町長（以下「処分庁」という。）により、島本町地域生活支援事業者の登録等に関する要綱（以下「要綱」という。）第5条に基づき、地域生活支援事業者（移動支援事業）の登録を不正請求等の理由で取り消された。そこで、請求人は、不正請求等の事実はないと主張して、この登録取消処分の取消しを求めて審査請求をした。

2 審査請求に至る経過

(1) 島本町は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に基づき地域生活支援事業を実施するため要綱を定め、島本町が行う同事業の運営主体として事業者が要綱第2条に掲げる事業を実施しようとする場合には、処分庁に申請し登録を受けなければならないこととしていた。

(2) 請求人は、要綱に基づき地域生活事業者登録（移動支援事業）を受けていたが、処分庁は、要綱第5条に基づき請求人に係る同登録の取消しを決定し、請求人に対して令和6年6月26日付け「島本町地域生活支援事業者登録の取消について（通知）」によりこれを通知した（島健福第1529号。「取消年月日」は令和6年9月1日とされた。以下「本件処分」という。）。

本件処分の通知書には、「取消理由」として次の3点が記載されていた。

①「給付費の請求に関する不正（要綱第5条第1号該当）」

・複数の利用者について、サービス提供を行っていない日時を記載したサービス提供実績記録票（以下「記録票」という。）を作成し、架空・過大の請求を行って不正に給付費を得た。

・一部の記録票は、提供実績に基づいて都度作成せず、後で請求から逆算して辻褃合わせで作成しており、請求人の職員が利用者確認欄に押印し、利用者への開示及び確認を行っていなかった。

②「虚偽報告（要綱第5条第2号該当）」

・立入調査時に、処分庁職員の質問に対し虚偽の報告を行った。

③「利用者負担の非徴収（要綱第5条第6号該当）」

・架空・過大請求により増えた利用者負担額を一部利用者から徴収せず、利用者には口裏合わせを依頼していた（島本町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業利用者負担等に関する条例（平成18年島本町条例第33号）に違反）。

（3）また、処分庁は、請求人に対する同日付け「移動支援事業給付費の自主点検及び返還等について」により、要綱第4条及び第5条に基づき、移動支援事業給付費の請求内容の自主点検及び報告等を求めた。

（4）処分庁は、請求人に対する令和6年8月30日付け「移動支援事業の給付の取消及び給付費の返還請求について」（島健福第2645号）により、要綱第5条に基づき、移動支援事業の給付を取消するとともに、給付費900万円余を同年9月30日までに返還するよう求めた（以下「本件返還請求等」という。）。

（5）令和6年9月19日付けで、請求人は本件処分の取消しを求めて審査請求をした（以下「本件審査請求」という。同年10月17日付け「審査請求書」は、本件審査請求の審査請求書に補正を施して再提出されたものと認められる。）。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 請求人

（1）審査請求の趣旨

「本件処分を取り消す。」との判決を求める。

（2）審査請求の理由

本件処分の理由とされた、①給付費請求に関する不正、②虚偽報告、③利用者負担の非徴収という事実はない。

（3）反論書における主張の要旨

（ア）本件処分に関して、利用者6名のうち4名の利用者と面談を行い実績どおりであることを確認している。それだけの利用実績があるから、本件処分及び本件返還請求等は過大な処分である。

（イ）押印について、印鑑の預かりに加え押印を任されていた利用者もいるから、勝手に押したと断定することはできない。記録票について、一部の利用者の記録のみの検証で実際に利用を認めている利用者の実績が不正請求だとする処分は承認できない。利用者負担について、特定の利用者とのやり取りのみをもって、全利用者から非徴収であるということにはならない。

利用実績については、事実であると証言している利用者の主張を反映せず、すべてが不正であったと処分庁は主張するが、そのような本件処分が適当であるとは考えにくい。

（ウ）令和6年3月5日の立入調査のとき、請求人の当時の管理者は6時間50分という長時間拘束され心身衰弱の状況に陥っていた。これは人権的配慮に欠けていたと言わざるを得ない。

（4）令和7年2月10日付け「再反論書」、令和7年3月25日付け「再反論書」及び口頭意見陳述における主張の要旨

（ア）処分庁も全利用者分の不正等を本件処分の理由にしたものではないと主張しているが、一部利用者へのサービス提供については事実であることを

踏まえると、本件返還請求等において給付を受けた全額の返還を求められるのは過大である。

(イ) 請求人としては、登録取消しというところよりも、返還請求額について不服に思っている。他市では利用のあった部分となかった部分が二分化され、利用のあった分については返還請求されなかった。

(ウ) 処分庁は利用者及び請求人の職員からの聞き取りにより不正を疑われる証言を確認したとするが、請求人による利用者への確認・証言とは異なるものと疑わざるを得ない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分の維持が適当と考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件処分には違法又は不当な点はないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 請求人は、審査請求書の提出時点において、本件処分の処分理由とされた①給付費請求に関する不正、②虚偽報告、③利用者負担の非徴収という事実を否認していた。その後、請求人は反論書において、全利用者のうち3分の2の利用者は利用実績があるため、事業者登録取消並びに返還請求は過大であると主張して、一部の利用者の利用実績がないことを認めた。さらに請求人及び補佐人が口頭意見陳述の際に不正の事実を認める供述をしたことで、審査請求書における主張との矛盾が生じ、また、本件処分を不服としていた点についても執着しないような発言があった。

それゆえ、本件処分の処分理由である不正の事実の存在及び処分の妥当性に関する請求人及び処分庁の見解について、当初は争いがあったものの、口頭意見陳述時点においては争っているとは言いがたい。

(2) 請求人は、反論書において、面談により4名の利用者が実績どおりであることを確認しているため、本件処分は過大である旨の主張をしている。一方、処分庁は、「再弁明書」において、全利用者における不正を理由とはしておらず、複数の利用者分について、不正な請求や虚偽記載等を確認した内容を踏まえ、悪質な不正を複数にわたり繰り返し実施していること等から登録の取消しが相当と認めたと主張している。

本件処分の処分理由となった不正行為が行われていたか否か、また行われていた場合にどの程度行われていたかを示す客観的証拠として、処分庁から、利用者の聞き取り記録及び提供資料、立入調査結果、聴聞結果、利用者への確認調査結果、請求データの照合結果が提出されている。それに対して、請求人からは、不正行為が行われていないことを立証する客観的証拠は提出されておらず、反論書においては本件処分が過大であることを利用者との面談を根拠として主張しているが、これを立証する自主点検の記録に関する報告等も提出されていない。

(3) 要綱第5条第1号では、地域生活支援給付費の請求に関し不正があったときに登録の取消しができることとなっており、不正の件数の多寡や利用実績に占める不正件数の割合の如何にかかわらず登録取消処分を行うことを妨げない規定となっているものの、登録取消処分を行うことは、事業者の運営の根幹に影響するおそれがあることから、当該処分の判断については、不正の悪質

性や結果の重大性などの要素を総合的に考慮して行うことが望ましいため、本件処分の妥当性については様々な客観的証拠をもって慎重に判断する必要がある。

(4) 処分庁から提出のあった上記(2)の客観的証拠は、詳細の記録とそれを裏づける根拠資料であり、不正行為の存在を立証する、合理的な疑いを挟む余地がない証拠であると認定する。

具体的には、これらの客観的証拠から、請求人が、①架空・過大のサービス提供日時の虚偽記載・不正請求を、相当数の利用者について、相当の期間、常習的に連続して行っていたこと、②虚偽記載にあたって、利用者の印鑑の無断購入、無断押印を行っていたこと、③利用者負担を徴収せず、その事実が処分庁に発覚しないよう利用者に口裏合わせを依頼していたこと、④処分庁の調査に対して虚偽の説明を行って不正の隠蔽を図り、処分庁の適正な調査業務を妨害したことを、客観的に確認することができる。

また、これらの証拠から、請求人が行った行為に不正の常習性や悪質性が十分に認められることから、これらの要素を総合的に考慮すると、本件処分は妥当な判断であり、適法なものとする。

第3 当審査会の判断の理由

1 本件審査請求の審理について

本件審査請求の審理は適法に行われたと認められる。

2 本件処分について

(1) 請求人は当初、本件処分の理由とされた、①給付費請求に関する不正、②虚偽報告、③利用者負担の非徴収の3点について、いずれも事実がないと主張していた。しかし、本件審査請求の審理を通じて、請求人が利用者の一部について不正の事実を認め、他方で、不正等が利用者の一部にとどまることから本件処分が過大であるとの主張に転じたことが認められる。

(2) 要綱第5条第1号では、給付費の請求に関し不正があったときに登録の取消しができることとなっており、不正の件数の多寡や利用実績に占める不正件数の割合の如何にかかわらず登録取消処分を行うことを妨げられない一方で、登録取消処分をしようとするときは、相手方事業者に及ぼしうる影響の重大性から、不正の悪質性などの要素を総合的に考慮して慎重に判断する必要があることは、審理員意見書が指摘するとおりである。

(3) この点、処分庁の主張によると、処分庁が本件審査請求後(令和6年8月)に実施した調査に回答した利用者の保護者7名中6名の回答からは、そのうち5名は記録票の提示をほぼ全期間について受けておらず(当然、利用者印も押印していない)、5名が当該記録票を確認するとほぼ全期間において架空・過大等の修正箇所があり、また、利用者負担額をこれまで請求されたことがない、との結果であったとされる。さらに、そのうち1名は、請求人から不正請求の事実が発覚しないよう利用者に口裏合わせを依頼されていたという。

それに対して、請求人は、処分庁の主張するところは請求人自身が利用者を確認した内容とは異なり、利用者6名中4名については実績どおりであると主張している。しかし、処分庁からはその主張を裏づける証拠として一件記録が提出され、それが詳細で具体的である一方で、請求人からは、その主張を裏づける証拠が提出されず、反論書においては利用者と面談したことも主張しているが、これを立証する自主点検の報告等も提出されていないことは、審理員意見書の述べるとおりである。

以上から、請求人の行った行為について、処分庁の主張するところがおおむね真実であると認めるのが相当である。請求人は、処分庁による立入調査で請求人の管理者が長時間拘束され人権的配慮に欠けていたとか、利用者に対する聞き取り調査が高圧的だったと主張するが、これらの主張もこの判断を左右するものではない。

それゆえ、審理員意見書の述べるように、請求人による給付費の架空請求・過大請求が相当数の利用者について相当の期間連続して常習的に行われていて、また、処分庁職員の質問に対して虚偽の回答がされたこと及び一部利用者から利用者負担額が徴収されなかったこともあり、請求人が行った行為については不正の常習性や悪質性が十分に認められるから、これらの要素を総合的に考慮すると、本件処分が違法又は不当ということとはできない。

(4) なお、請求人は全額返還の請求が過大であると主張するが、本件返還請求等における返還請求額の多少は本件処分の違法性又は不当性の評価とは関係がない。よって、この点については判断しない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、審査庁は行政不服審査法第45条第2項に基づき棄却するのが妥当であり、主文のとおり判断する。